

ターゲットエイジ強化プロジェクト事業補助金交付要項

1 目的

第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向け、少年種別の主力となるターゲットエイジ有望選手に対し、県外遠征や強化練習等に要する費用の支援を行い、少年種別の重点強化を図る。

2 補助対象

(1) 第81回国民スポーツ大会で少年種別の主力として活躍が期待されるターゲットエイジ有望選手等。※令和6年度は、競技によって以下のように支援対象の学年が異なるので注意すること。

①小6～中3（当年：中3～高3対象競技）

②小6～中2（当年：中3～高2対象競技）

③中1～中3（当年：高1～高3対象競技）

(2) 強化練習会等に招へいた講師や指導者。

3 補助対象経費（領収書の宛名は、競技団体とする。）

(1) 交通費 合同練習会や県外遠征等の講師、指導者、選手等の交通費

(2) 宿泊費 県内外一泊9,800円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。

(3) 旅行雑費 監督、コーチに限り、県内一日200円、県外一日1,100円とする。

(4) 報償費 講師等への謝金 ※上限1回20,000円とする。

(5) 需用費 競技用消耗品、移動に伴う燃料費等

(6) 使用料賃借料 会場借上料、バス借上料等

(7) 役務費 通信運搬料、傷害保険料等

※宮崎県又は本会等の補助金と重複する場合は、重複する部分の補助金は交付しない。

4 事務手続き

事前調査の実施	年度末の事前調査（県競技力向上推進課実施）にて、競技団体は候補選手名簿及び事業計画書を提出する。
↓	
審議、決定	事前調査に基づき強化・育成委員会で対象競技団体、支援費の額等交付額を決定する。
↓	
補助金額の内示	本会から競技団体へ補助金額等を内示する。
↓	
補助金交付申請	競技団体は本会へ補助交付申請書を提出する。
↓	
補助金交付	本会から競技団体へ交付決定通知を送付する。通知後、本会から競技団体の口座に補助金を振り込む。
↓	
事業実施	（令和6年4月1日～令和7年2月末日）
↓	
事業実績報告	競技団体は事業終了後30日以内（但し3月10日まで）に本会へ報告する。
↓	
確定通知	本会から競技団体へ額の確定通知を行う。

5 補助金は別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年6月7日一部改正 令和6年4月1日一部改正